

第2期 境町特定健康診査等実施計画（概要版）

1 計画策定の趣旨

境町国民健康保険では、「高齢者の医療の確保に関する法律第19条」の規定に基づき、平成20年3月に「境町特定健康診査等実施計画」を策定し、糖尿病等の生活習慣病を中心とした疾病予防を重視し、特定健康診査及び特定保健指導を実施してきました。

このたび、第1期計画の期間が平成24年度で終了するため、「第2期境町特定健康診査等実施計画」を策定するものです。

2 計画の期間

第2期計画は、平成25年度から平成29年度までの5ヵ年とします。また、5年ごとに見直しを行います。

3 第1期計画の実績・評価

(1) 特定健康診査

特定健康診査受診率は、平成20年度以降も43%台で推移しており横ばい傾向にあります。また、男性は増加傾向にあるものの、その反面女性は減少傾向で推移しています。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
目標値	38.0%	44.8%	51.5%	58.3%	65.0%
受診率	43.8%	43.9%	43.7%	43.3%	-

受診率の男女別比較

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	伸び率 (20～23年度)
男性	39.0%	39.0%	38.9%	39.4%	0.4%
女性	49.0%	49.4%	48.9%	47.5%	-1.5%

(2) 特定保健指導

特定保健指導実施率は、平成21年度に急激な伸びを示しており、その後も目標値とほぼ同様に推移しています。対象者が年々減少する一方、実施者は着実に増加傾向にあります。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
目標値	15.0%	22.5%	30.0%	37.5%	45.0%
実施率	11.6%	27.5%	28.7%	34.4%	-

4 第2期計画の目標

この計画の実行により、特定健康診査受診率を60%、特定保健指導実施率を60%、内臓脂肪症候群の該当者・予備群の平成20年度比25%減少を平成29年度までに達成することを目標とします。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健診受診率	47.0%	50.3%	53.5%	56.8%	60.0%
特定保健指導実施率	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率					25%減少

平成25年度から平成29年度までの特定健康診査及び特定保健指導の実施予定者数について、過去5年間における国民健康保険加入被保険者数の伸び率等を参考に、以下のとおりに推計します。

特定健診の対象者数等の推計

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者数	6,304人	6,274人	6,246人	6,219人	6,194人
実施者数	2,963人	3,156人	3,341人	3,532人	3,716人

特定保健指導の対象者数等の推計

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者数	711人	757人	802人	848人	892人
実施者数	284人	341人	401人	466人	535人

5 特定健康診査

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるために行うものです。

(1) 実施場所

集団健診(保健センター及び公民館等で各種がん検診等と同時実施)及び医療機関健診(茨城県医師会加入の集合契約した医療機関等)で行います。

(2) 健診の周知

年度当初、対象者に「特定健康診査受診券」を送付します。なお、町広報紙や健診一覧表等を各戸配布し健診の案内をし、未受診者については受診勧奨を行います。

(3) 目標達成に向けて

受診者にとって、健診の日時及び場所の選定に選択肢が増加する医療機関健診を更に推進し、受診率向上を図ります。

(4) 実施項目

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出する健診項目とします。

大項目	小項目	
基本的な健診項目	<ul style="list-style-type: none"> ○質問項目 ○身体計測（身長、体重、BMI、腹囲） ○理学的検査（身体診察） ○血圧測定、血液化学検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール） ○肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、-GT（-GTP）） ○血糖検査（空腹時血糖、HbA1cを選択） ○尿検査（尿糖、尿蛋白） 	
	一定の基準の下、医師が必要と判断したものを選択	
詳細な健診の項目	検査 心電図	<p>昨年の健診結果等において、血圧、脂質、血糖、肥満のすべての項目について、以下の基準に該当した者。</p>
	検査 眼底	<p>昨年の健診結果等において、血圧、脂質、血糖、肥満のすべての項目について、以下の基準に該当した者。</p>
	検査 貧血	<p>貧血の既往歴を有する者または視診等で貧血が疑われる者。</p>

【判定基準】

血圧	ア 収縮期	130mmHg以上	または
	イ 拡張期	85mmHg以上	
脂質	ア 中性脂肪	150mg/dl以上	または
	イ HDLコレステロール	40mg/dl未満	
血糖	ア 空腹時血糖	100mg/dl以上	または
	イ HbA1cの場合	5.6%以上（NGSP値）	
肥満	ア 腹囲	男性85cm以上、女性90cm以上	または
	イ BMI	25以上	

(5) 実施時期等

集団健診については、5～12月に年間で22回程度実施します。

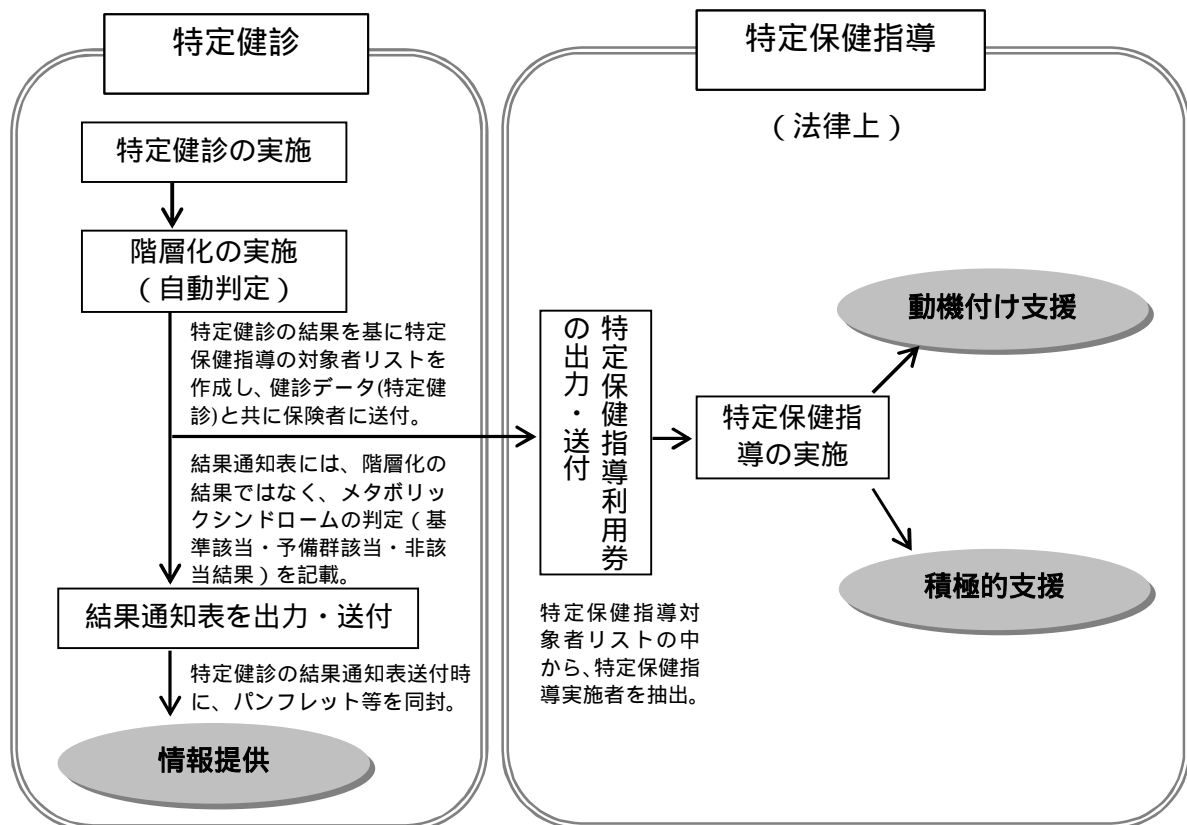
(6) 健康増進法等による健診項目との関連

- ・健康増進法において実施されるがん検診において、特定健康診査を同時実施する機会を設ける。
- ・後期高齢者医療において実施される健康診査を同時実施する。

6 特定保健指導

特定保健指導では、生活習慣病に移行させないことを目的に、対象者自身が健診結果を理解して体の変化に気づき、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定するとともに、自らが実践できるよう支援し、そのことにより対象者が自分の健康に関するセルフケア（自己管理）ができるようになることを目的とします。

特定健診から特定保健指導への流れ



(1) 実施場所

保健センター等で行います。

(2) 実施時期

健診終了後、随時行います。

(3) 対象者の選定と結果通知

特定保健指導の対象者は、特定健康診査結果に基づき、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し、リスクの高さや年齢に応じてレベル別に保健指導を行うため対象者の選定をします。なお、動機づけ支援及び積極的支援の内容については、国がガイドラインとして示す「標準的な健診・保健指導プログラム」により行います。

また、特定健康診査受診者に対し結果通知時に生活習慣やその改善に関する情報提供を行います。

7 対象者の抽出

効果的、効率的な保健指導を実施するにあたって、予防効果が多く期待できる層を優先的に実施します。

具体的には、特定健診受診者のリスクに基づく優先順位をつけ、必要性に応じた保健指導レベル別の支援を実施します。その上で、境町の現状を加味した上で、特に予防可能な年代に対して優先を置くとともに、未受診者対策に重点を置きます。

(1) 保健指導対象者の選定と階層化

特定保健指導対象者を明確にするために、特定健康診査結果から対象者をグループに分類して保健指導を実施します。

(2) 保健指導実施者の人材確保と資質向上

医療保険者での生活習慣病対策、予防重視の基本的な考え方のもと、必要な保健師・管理栄養士等の配置、在宅の専門職の活用、アウトソーシングの活用を進めます。

(3) 周知、案内方法

特定健康診査受診者全員に対して、健診結果票を送付します。

国の定める支援グループに該当する者に対しては、特定保健指導の案内を同封します。

8 他の健診との連携

集団健診において、健康増進法で実施しているがん検診等と特定健康診査を同時に実施し、健診時の利便性を図ります。

第2期 境町特定健康診査等実施計画（概要版）

編集・発行 境町役場 民生部 保険課

〒306-0495 茨城県猿島郡境町391-1

電話 0280-81-1306

FAX 0280-81-1321

E-mail hokenka@town.sakai.ibaraki.jp